

公益財団法人青森県育英奨学会大学奨学金貸与規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人青森県育英奨学会定款第4条第1号のうち、大学に在学する学生が受ける奨学金の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(奨学生と奨学金)

第2条 本会は、優秀な学徒であって経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与する。

2 この規則に基づき、学資の貸与を受ける者を大学奨学生（以下「奨学生」という。）といい、その学資を大学奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 青森県人の子弟であること。
- (2) 大学に在学していること（ただし、別科、専攻科、短期大学及び大学院に在学している者並びに通信による教育を受けている者を除く。）
- (3) 学業・人物ともに優秀で、かつ健康であること。
- (4) 学資の支弁が困難であると認められること。
- (5) 原則として独立行政法人日本学生支援機構その他の団体等から学資の貸与を受けていないこと。

(奨学金の額及び貸与期間)

第4条 奨学金の月額は、次の表に定めるとおりとする。

採用年度	平成9年度から 10年度まで	平成11年度から 12年度まで	平成13年度から 14年度まで	平成15年度から
貸与月額	40,000円	41,000円	42,000円	44,000円

2 奨学金の貸与期間は、奨学生に採用した時から、その者の在学する大学の最短修業年限とする。

ただし、奨学生に採用される前に、奨学金の貸与を受けた期間がある場合は、当該期間を除算する。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書の提出)

第5条 奨学生志願者は、連帯保証人と連署して奨学生願書を提出するものとする。

2 連帯保証人は、青森県内に住所を有する者であって、奨学生志願者が未成年者の場合はその親権者又は後見人、成年者の場合は父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

(奨学生的採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会において選考の上、これを決定する。

2 奨学生の採用を決定したときは、本人に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、所定の契約書を提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金は、3月分ずつ交付するものとし、特別の事情があるときは、4月分以上を合わせて交付することがある。

2 奨学金の交付は、奨学生の設ける銀行預金口座に振り込んで行うものとする。

(学業成績の報告)

第8条 奨学生は、毎年学業成績証明書を提出しなければならない。

(奨学生の異動届)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構その他の団体等から学資の貸与を受けたとき
- (5) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
(退学による奨学金の取扱)

第10条 奨学生が退学したときは、奨学生を辞退したものとみなす。

(奨学金の休止及び停止)

第11条 奨学生が休学したとき又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第12条 前条の規定により、奨学金の交付を休止又は停止された者がその事由が止んで願い出たときには、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷病などのために成業の見込みがないとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき
- (5) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となつたことが判明したとき
- (7) その他奨学生としてふさわしくないと認められるとき

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金の借用証明書の提出)

第15条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人と連署の上、奨学金借用証書を及び奨学金返還明細書を直ちに提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき
- (4) 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第16条 奨学金には利息を付けない。

第3章 奨学金の返還と返還猶予

(奨学金の返還)

第17条 奨学生が第15条の各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を経過した後、貸与期間に2を乗じた年月数（8年を超える場合

は8年とする。)の間に奨学生を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学生の返還は、年賦、半年賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。
- 3 奨学生又は奨学生であった者(奨学生の貸与を受け、その奨学生を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当する場合は、その者の奨学生の返還については、前2項の規定は適用しない。この場合においては、本会の指定した日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。
 - (1) 第13条第6号の規定により奨学生を廃止されたとき
 - (2) 正当な理由がなく奨学生の返還を怠ったとき
- 4 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき又は特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項の規定と異なる返還方法を指示することがある。
- 5 奨学生は、いつでも繰り上げ返還ができる。

(奨学生の返還猶予)

第18条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出によって奨学生の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき
 - (2) 大学に在学するとき
 - (3) 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき
 - (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき
 - (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が困難となったとき
- 2 返還猶予期間は、前項第2号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、前項第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときは、原則として通算5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第19条 奨学生の返還猶予を受けようとする者は、その事由を証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署の上、奨学生返還猶予願を提出しなければならない。

(延滞金)

第20条 奨学生であった者が割賦金の返還を6月以上延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

- 2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金につき年利3パーセントの割合をもって返還期限の翌日から返還完了の日までの日数によって計算した金額とする。ただし、延滞金の額が百円未満であるときは、その金額を徴収しないものとする。

(返還金の強制)

第21条 奨学生であった者又はその連帯保証人(以下「奨学生であった者等」という。)が割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法(平成8年法律第109号)及び民事執行法(昭和54年法律第4号)その他強制執行の手続きに関する法令に定める手続き等により割賦金の返還を確保するものとする。

第22条 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還(第17条第3項の規定による奨学生返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

- 2 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わな

いときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第20条第2項の規定を準用する。

(返還金の充当)

第23条 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号の定めるところにより割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
- (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学生に係る割賦金から充当する。

(奨学生であった者の届出)

第24条 奨学生であった者が卒業、修了又は退学したときは、3月以内にその住所及び職業を届け出なければならない。

- 2 奨学生であった者が大学に入学したときは、在学証明書を添えて直ちに届け出なければならない。
- 3 奨学生であった者は、奨学生返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき又はその氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

第25条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。

- 2 奨学生であった者が奨学生返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに死亡届を提出しなければならない。
- 3 第1項の死亡届を提出する場合は、第15条の規定に準じて奨学生借用書及び奨学生返還明細書を合わせて提出しなければならない。

第4章 奨学生の返還免除

(奨学生の返還免除)

第26条 奨学生又は奨学生であった者が次の各号の一に該当するときは、その奨学生の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

- (1) 死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学生の返還をすることができなくなったとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学生を返還することができなくなったとき。

(奨学生免除の願出)

第27条 前条の規定により奨学生の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人と連署の上次の各号の書類を添付し、奨学生返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 死亡によるときは戸籍抄本
- (2) 心身障害によるときはその事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第28条 前2条の規定により奨学生返還免除願の提出があったときは、審査決定し、

その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第5章 補則

(実施細目)

第29条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和61年5月22日から施行し、昭和61年度採用の奨学生から適用する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度採用の奨学生から適用する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年5月28日から施行し、平成9年度採用の奨学生から適用する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の公益財団法人青森県育英奨学会大学奨学金貸与規則の規定により貸与の決定がなされている学資に係る延滞金の計算については、なお従前の例による。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。